

別表1 会津若松商工会議所生命共済制度「まごころ共済」の独自給付に関する規程

病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として3日以上継続入院したときに、20日を限度として次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（7月1日～6月30日）に1回の支払いを限度としますが、当期間において同一疾病で2回以上入院した場合には、通算した1回の入院とみなします。

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院3日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

	1口	2口	3口
3日以上20日限度	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円

【病気入院見舞金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の3日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院
- (5) 定期保険（団体型）からの死亡保険金、高度障害保険金の支払給付があったとき

但し、ガン入院一時金、6大生活習慣病入院一時金、ガン先進医療一時金の支払給付があったときには支払います。

事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（7月1日～6月30日）に1回の支払いを限度とします。

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

	1口	2口	3口
5日以上19日以内	15,000円	30,000円	45,000円
20日以上	20,000円	40,000円	60,000円

【事故通院見舞金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 不慮の事故を原因としない慢性症状（腰痛、五十肩等）での請求があったとき
- (5) 定期保険（団体型）からの災害保険金、災害高度障害保険金、災害入院給付金の支払給付があったとき

成人祝金

加入者が本制度の保障期間中に成人したとき、次の成人祝金を支払います。

なお、加入口数の変更があった場合は、成人した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

1口	2口	3口
10,000円	15,000円	20,000円

【成人祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは成人祝金を支払いません。

- (1) 成人した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 成人した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 共済効力発生日から6ヵ月未満の成人であるとき

結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

1口	2口	3口
10,000円	15,000円	20,000円

【結婚祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

出産祝金

加入者もしくはその配偶者が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。多子出産の場合は、1回の出産とみなします。

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

1口	2口	3口
10,000円	15,000円	20,000円

【出産祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

還暦祝金

加入者が本制度の保障期間中に還暦（満60歳）を迎えたとき、次の還暦祝金を支払います。

なお、加入口数の変更があった場合は、還暦を迎えた日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

1口	2口	3口
5,000円	10,000円	15,000円

【還暦祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは還暦祝金を支払いません。

- (1) 還暦を迎えた日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 還暦を迎えた日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 共済効力発生日から6ヵ月未満の還暦であるとき

満了祝金

加入者が本制度に15年以上加入し共済満了（満70歳）を迎えたとき、次の満了祝金を支払います。

なお、加入口数の変更があった場合は、満了を迎えた日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

1口	2口	3口
5,000円	10,000円	15,000円

【満了祝金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは満了祝金を支払いません。

- (1) 満了を迎えた日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 満了を迎えた日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

遺児育英給付金

加入者が傷害を被り、死亡（傷害発生日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英給付金として遺児1名につき50,000円を支払います。

【遺児育英給付金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは遺児育英給付金を支払いません。

- (1) 加入者が死亡した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 疾病による死亡のとき

家族災害死亡給付金

加入者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡給付金として一律50,000円を支払います。

【家族災害死亡給付金を支払わない場合】

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は家族災害死亡給付金を支払いません。

- (1) 加入者の特定親族が死亡した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入者の特定親族の疾病による死亡
- (3) 加入者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- (4) 加入者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、危険ドラッグ、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車またはオートバイ、原動機付自転車、自転車を運転している間に生じた事故
- (5) 加入者の特定親族、給付金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することを行っている間に生じた傷害
 - ・自動車、オートバイ、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間
ただし、自動車またはオートバイ、原動機付自転車、自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害についてはこの限りではありません。
 - ・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であることを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

<各見舞金・祝金・給付金共通の免責事項>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

- ・加入事業所、加入者、特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火または津波
- ・戦争、破壊、テロ、内乱、暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

<用語の定義>

- ・加入者 会津若松商工会議所生命共済制度に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
- ・特定親族 ①加入者の配偶者
②加入者または配偶者の同居の親族
③加入者または配偶者の別居の未婚の子
なお、ここにいう加入者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいいます。
- ・傷害 急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸引または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含みません。

別表 2

見舞金・祝金・給付金請求書に添付する証明書類

所定の見舞金・祝金・給付金請求書のほか、下記の証明書類が必要です。

給付の種類	証 明 書 類
病 気 入 院 見 舞 金	入院の開始日及び終了日が確認できる診断書・入院証明書もしくは領収書等の原本又は写し（他生保提出分控えでも可）
事 故 通 院 見 舞 金	不慮の事故通院が確認できる通院証明書・領収書もしくは診療明細書（労災申請用）等の原本又は写し（他生保提出分控えでも可）
成 人 祝 金	生年月日が証明できる住民票・運転免許証・健康保険証・パスポートもしくは身分証明書等の写し
結 婚 祝 金	婚姻を証明できる戸籍謄本・戸籍抄本・住民票もしくは結婚受理証明書等の写し（結婚式の招待状・席順表の写しでも可）
出 産 祝 金	戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・母子手帳出生届済証明・健康保険被扶養者（異動）届（社会保険事務所の受付印があるもの）もしくは健康保険証等続柄が記載されていて出生を確認できるものの写し
還 暦 祝 金	生年月日が証明できる住民票・運転免許証・健康保険証・パスポートもしくは身分証明書等の写し
満 了 祝 金	生年月日が証明できる住民票・運転免許証・健康保険証・パスポートもしくは身分証明書等の写し
遺 児 育 英 給 付 金	加入者の死亡届・死亡診断書（死体検案書）と遺児が18未満であることを証明する住民票、健康保険証等の写し
家 族 災 害 死 亡 給 付 金	加入者の死亡届・死亡診断書（死体検案書）と対象者との続柄を証明する住民票、健康保険証等の写し

※会津若松商工会議所では、必要に応じ、上記以外の証明書等の提示や調査を行うことがあります。